

第1章

計画の趣旨

(1) 計画の性格

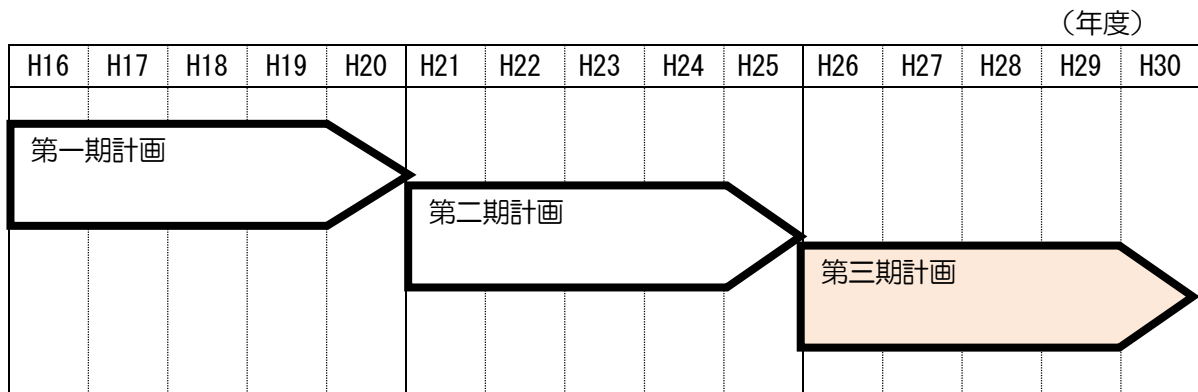
本計画は、県が社会福祉を目的とする事業を進めるにあたり、地域福祉の推進について、社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村地域福祉計画の達成のため、各市町村を通ずる広域的な見地から市町村の地域福祉推進を支援するため策定することとされている「都道府県地域福祉支援計画」として策定するものです。

また、平成21年3月に策定した「岐阜県地域福祉支援計画」は、平成26年3月末に計画期間が満了するため、その第三期計画として、福祉現場の声を踏まえて各施策を総点検のうえ策定するものです。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

なお、市町村が策定する市町村地域福祉計画の内容、他の福祉関係計画の見直しや、社会情勢の変化を踏まえ、適宜必要な見直しを行います。



(3) 他の福祉関係計画との関係

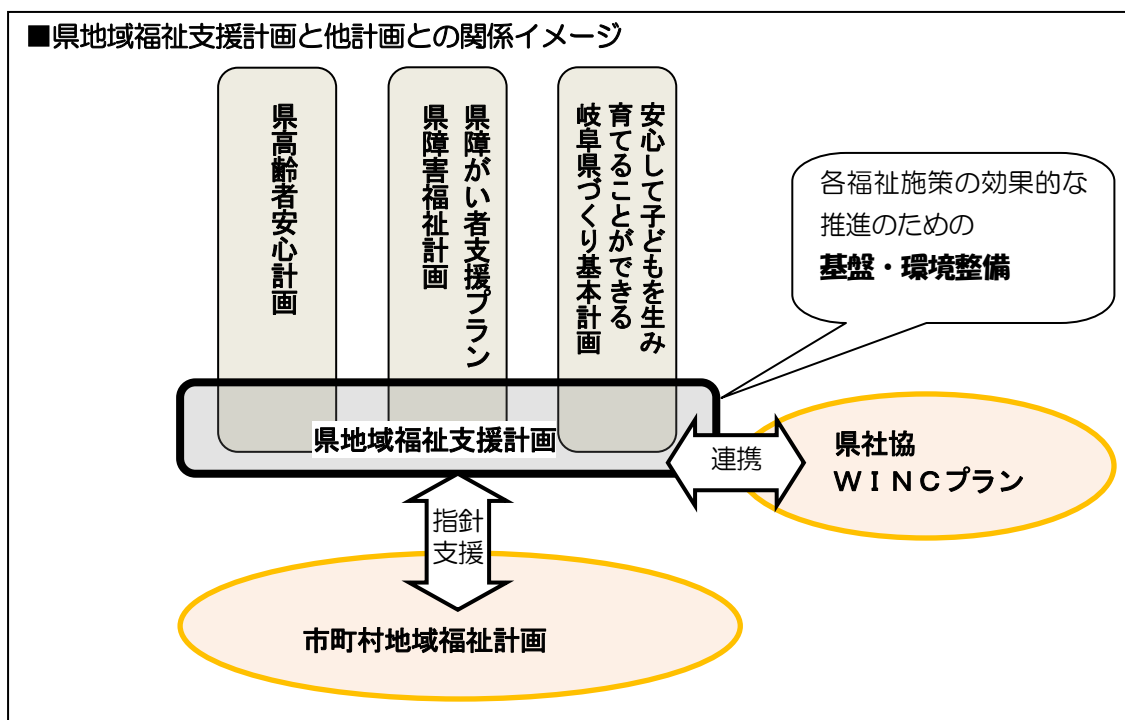
本計画は、「岐阜県高齢者安心計画」、「岐阜県障がい者支援プラン」、「岐阜県障害福祉計画」、「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり基本計画」など他の福祉関係計画による各施策の効果的な推進のための基盤・環境整備を担うものです。

また、他の福祉関係計画に規定された施策のうち、「地域」との視点から共通する施策を連結・体系化するとともに、計画相互の隙間を埋める役割を担います。社会福祉法第108条に定める本計画と、県がすでに策定している他の法定計画の対象分野が重なる場合については、その既定の全部または一部をもって支援計画の一部とみなすこととしています。

なお、「岐阜県地域防災計画」とは、一部内容を共有するなど相互に密接な連携を図りながら、災害時の要援護者支援対策を推進する関係にあります。

県以外が策定する計画との関係としては、市町村が市町村地域福祉計画を策定・改定するうえでの指針としての性格を持っています。

県社会福祉協議会が策定する「WINCプラン」(注)とは、相互に密接な連携を図りながら本県地域福祉を推進する関係にあります。



(注) 平成24年3月策定。「ともに生き、ともに支える安心なまち」を基本目標に、住民参加による地域福祉活動の推進など5つの基本的な方向(役割)のもと、平成24年度から28年度までの5年間で取り組む県社協の事業と目指すべき組織・経営について定めた計画

(4) 計画の構成

社会福祉法第108条と国策定指針で計画に盛り込むべきとされた項目(17ページ参照)をもとに、第2章では、本県地域福祉の推進にあたっての課題を整理しました。第3章では、本計画の理念を設定し、理念の実現に向けて3つの基本施策、8つの施策を掲げています。なお、この8つの施策は社会福祉法及び国策定指針で盛り込むべきとされた項目とも整合するものとなっています。第4章では、8つの施策をさらに細事業・事業に分け、細事業・事業ごとに現状と課題を分析のうえ、県としての今後の取組方針を記載しています。第5章では、本計画の推進について記載し、第6章では、地域での支え合い活動事例を紹介しています。

■社会福祉法第108条

「都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項」

■国策定指針

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(1人ひとりの地域住民への訴え) 平成14年1月28日付け 社会保障審議会福祉部会」

★本計画では、次のとおり略称で表記します。

- ・民生委員・児童委員及び主任児童委員→「民生委員」
- ・社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会→「県社会福祉協議会」又は「県社協」
- ・社会福祉法人〇〇市町村社会福祉協議会→「市町村社会福祉協議会」又は「市町村社協」
- ・市町村・地区社会福祉協議会又は支部社会福祉協議会→「地区社協」
- ・社会福祉法人岐阜県福祉事業団→「県福祉事業団」
- ・社会福祉法人岐阜県共同募金会→「県共同募金会」
- ・平成14年1月28日付け社会保障審議会福祉部会「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」→「国策定指針」

★本計画では、次のとおり略称で表記することがあります。

- ・岐阜県地域福祉支援計画→「県計画」
- ・岐阜県ボランティア・市民活動支援センター →「県ボランティアセンター」
- ・市町村地域福祉計画→「市町村計画」

★地域での支え合い活動(団体)について

- ・地域住民が互いに支え合い、助け合いながら地域課題を把握し、その解決をめざす活動(団体)を、本計画では「地域での支え合い活動(団体)」と表現します。

★第4章での具体的施策の実施主体の表記について

- ・県による取組を「○」、県以外による取組を「●」で表記しています。

